

市第7号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年5月20日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 深谷町ふれあい公園の項の次に次のように加える。

舞岡八幡山しぜん公園	スケートボード場 分区園
------------	-----------------

別表第2の2中

小雀公園	を
------	---

小雀公園	に改める。
舞岡八幡山しぜん公園	

別表第3第1号の表玄海田公園の運動広場の項の次に次のように加える。

スケートボード場	1日につき	30,000円	1日につき	400円
----------	-------	---------	-------	------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の

規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく舞岡八幡山しぜん公園のスケートボード場及び分区園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

舞岡八幡山しぜん公園について、公園の有料施設を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせる等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第1（第7条第1項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省 略)	
深谷町ふれあい公園	分区園
<u>舞岡八幡山しぜん公園</u>	<u>スケートボード場</u> 分区園
(省 略)	

別表第2の2（第16条第1項、第28条の2第1項及び第5項）

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市戸塚区
小雀公園	
<u>舞岡八幡山しぜん公園</u>	
(省 略)	
(省 略)	

別表第3（第29条の3第2項）

(1) 利用料金

市第7号

種 別	貸 切 利 用		個 人 利 用	
	単 位	金 額	単 位	金 額
(省 略)				
玄海田公園の運動広場	1日につき	49,000円		
<u>スケートボード場</u>	<u>1日につき</u>	<u>30,000円</u>	<u>1日につき</u>	<u>400円</u>
(省 略)				

(第2号及び第3号省略)